平成２７年（フ）第１１１３号
札幌市西区琴似３条５丁目３番19号　ベルメゾン琴似Ａ－106号
債務者　根本　謙一
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１２８号
札幌市西区西野７条６丁目８番８号
債務者　中谷　宣将
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８８号
群馬県太田市東矢島町96番地　アドミラブール101号
債務者　野田ルイス
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１０２号
群馬県富岡市宇田604番地３
債務者　入山　幸代
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第６３０号
さいたま市北区日進町２丁目419番地２　Ｆｅｌｉｃｅ大宮302
債務者　松本　悠乃
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６３２号
さいたま市南区大字太田窪3508番地１　フラットⅡ201
債務者　森田　　悟
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６７２号
さいたま市桜区西堀４丁目11番７号806
債務者　丸田　光男
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６８４号
さいたま市南区大字大谷口1176番地４（２－203）
債務者　石岡　悦子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７０５号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１－31－404
債務者　山本サヨ子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７２２号
さいたま市緑区馬場２丁目２番地１　レオパレス風の丘210
債務者　清　　礼夏
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７３１号
さいたま市桜区大字神田609番地１　三木ハイツＢ－201
債務者　森　千代子（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
埼玉県越谷市大字花田713番地　サン・コーポラス越谷３－402
債務者　高田　勝彦
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２８３号
埼玉県三郷市谷口901番地26
債務者　山口　朱美
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２８５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽2004番地２　ケアハウスアルテンハイム杉戸215
債務者　阿部　智之
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
埼玉県行田市押上町11番地９　小暮久代押上貸家１号室
債務者　松本　幸子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第８１号
新潟県長岡市豊２丁目７番23号
債務者　會田眞由美
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
岐阜県土岐市妻木町1849番11、住民票上の住所岐阜県土岐市下石町1706番地の１
債務者　谷本　　正
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部